

# 2026年度 第57回群馬県社会人サッカーリーグ試合実施要項

本年度実施要項は、2026年度の群馬県社会人サッカーリーグ1部(以下「1部」という)、群馬県社会人サッカーリーグ2部(以下「2部」という)、群馬県社会人サッカーリーグ3部(以下「3部」という)のリーグ戦実施に関して定めるものであり、リーグ戦の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。

## 第1節 競技場

### 第1条 [競技場の確保と維持]

チームは、次の条件に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

### 第2条 [競技場]

競技場は、次の条件をできる限り満たすものでなければならない。

- (1) フィールドは天然芝、人工芝が望ましいがその限りではない。原則として縦長 105m、横幅 68mであること。
- (2) ゴールポスト及びバーは白色で且つ丸型(直径 12cm)であり、安全性が認定されたものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用していないこと。
- (3) ゴールネットは原則白色とするが、その限りではない。
- (4) コーナーフラッグ及びコーナーフラッグポールを設置すること。
- (5) ライン幅は 12cmとし、明瞭に引くこと(ペイント方式も可とする)
- (6) フィールド(その周辺部分)には、選手のプレーに影響するものまた、危険を及ぼす恐れのあるものは一切設置してはならない
- (7) 競技場には観客席があることが望ましい。  
尚、観客席がない場合は観客が安全に観戦できるエリアを設けられることが望ましい。

### 第3条 [競技場付帯設備]

競技場は、次の要件をできる限り満たすものでなければならない。

- (1) 本部席 机と椅子を設置すること  
マッチコミッショナー1名、審判アセッサー1名、記録1名、その他リーグ役員
- (2) ベンチ
  - ① フィールドのタッチラインから 5m以上離れ、且つ一端がハーフウェーラインから 10m以内にかかる位置に設置すること。
  - ② ベンチの前面(フィールド側)には、テクニカルエリアを設置すること。
  - ③ リーグ表の左側に記載されているチームが原則としてピッチに向かって左側とする。
- (3) 第4の審判員席
  - ① 机と椅子をハーフウェーラインの延長上で、且つ両ベンチと平行な位置に設置すること。
  - ② 交代ボードを用意すること。

③ アシスタントレフェリーフラッグを予備で1セット用意すること。

(4) 担架 担架を用意すること。

担架要員は原則4名とする。

#### 第4条 [悪天候の場合のフィールド・グラウンド整備の義務]

会場責任チームは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても可能な限りピッチ・グラウンドを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。また、対戦チーム等も協力をしなければならない。試合中断後の再開も同様の義務を負う。

### 第2節 試合

#### 第5条 [大会形式]

リーグ戦は、1部・2部が12チームによる1回戦総当たり方式により行う。3部については参加チーム数によりブロック数並びにチーム数を決定する。

#### 第6条 [試合の主催等]

試合は、(公社)群馬県サッカー協会が主催し、(群馬県社会人サッカー連盟及び群馬リーグ運営委員会が主管する。

#### 第7条 [競技規則]

試合は(公財)日本サッカー協会の最新の競技規則に従って実施される。但し、競技規則改正時は、その実施時期を協議し決定する。

#### 第8条 [届出義務]

チームは、次の各号の事項を所定の群馬サッカーリーグ登録役員・選手一覧表により群馬サッカーリーグに提出しなければならない。(各部決められた期日までに提出)

- (1) 選手
- (2) 運営委員
- (3) 監督・コーチ・その他チームスタッフ

#### 第9条 [出場資格]

- (1) (公財)日本サッカー協会への選手登録を完了し、群馬サッカーリーグにエントリーを完了させた選手のみが、試合における出場資格を持つ。
- (2) 選手は、試合出場に際し(公財)日本サッカー協会の発行する選手証を持参する。  
但し、やむを得ない事情に限り、選手証(JFAアプリ)でも可とする。  
選手証はチームでWEB上から印刷し、選手登録一覧表を持参すること。
- (3) 外国籍選手登録は5名以内とする(準加盟チームを除く)
- (4) クラブ申請している下部組織の2種登録の選手はピッチ場に5名までとする。

#### 第10条[出場可能日]

新規追加登録及び移籍追加登録を完了した選手のプロフィールを登録担当にメールで提出し、承認を経てからその週の公式戦に出場することができる。

登録選手の背番号は、原則年度内固定で重複してはならない。

#### 第11条[試合エントリー選手の人数]

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チーム23名以内とする。

#### 第12条[外国籍選手]

試合にエントリーすることができる外国籍選手は、1チーム5名までエントリーできる。(準加盟チームは除く)。

但し同時に試合に出場できるのは3名までとする。

#### 第13条[ユニフォーム]

チームは、試合において、その所属チームの選手に、運営委員会が承認したユニフォームを使用しなければならない。且つ、日本サッカー協会最新ユニフォーム規定に準ずるものであること。

- (1) チームカラーを基調とした色物(色系統合含む)を2着登録する。  
また、ゴールキーパーはフィールドとは別物のものを2着登録のこと。
- (2) シャツには2か所に番号を付与することとし、前面は原則として腹部の位置の高さ 10～15cmの大きさ、背中は高さ 25～35cmの大きさとする。
- (3) チームキャプテンは、キャプテンであることを明確にするためアームバンドを着用すること。
- (4) 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (5) 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- (6) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (7) 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- (8) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、又は、外部に着用する場合、貼りつける、又は、着用する部分のソックスの色と同系色であること。
- (9) アンダーシャツはシャツの各袖の主たる色と同系色とし、チームで統一する。
- (10) アンダーショーツおよびタイツを着用する場合、ショーツの主たる色、又は、ショーツの裾の部分と同系色のものとし、チームで統一する。

#### 第14条[フィールド内のチーム要員]

- (1) フィールド上に用意されたベンチには、メンバー表に記載されたチームスタッフ6名並びに交代選手 12名の合計 18名が着席できる。
- (2) チームは、群馬サッカーリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けたものま

たは試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。(出場停止選手は、試合前の設営を手伝うことは可とする)

- (3) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、チームスタッフ2名に限りピッチ内に立ち入ることができる。

但し、選手への治療はピッチ外で行うことを原則とする。(懲戒罰を伴う場合は除く)

前各項に違反する行為は、主審により排除され、試合終了後に主審から報告を受けた者は規律委員会により処分を決定される。

#### 第15条[試合の勝敗の決定]

試合は90分間(インターバルは、原則15分を確保するもの)とし、勝敗が決しない場合は引き分けとする。

#### 第16条[試合の順位決定]

リーグ全日程が終了した時点で、勝ち点(90分間でゲームが勝利3点・引き分け1点・敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。

但し、勝ち点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。

- (1)得失点差(2)総得点数(3)当該チーム間の対戦成績(4)抽選

#### 第17条[審判員]

- (1) 1部リーグは(公社)群馬県サッカー協会審判委員会より主審・副審を派遣する。第4の審判員は各チーム所属の審判員に依頼する。(4級審判員以上の有資格者とする)

- (2) 派遣審判員は90分前までに競技場に到着することが望ましい。

- (3) 派遣審判員のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員は運営責任者承認のもとに原則として第2副審を務める。

- (4) 運営責任者は、審判アセッサーがいる場合にはフィールドの全体が見渡すことができる場所に審判アセッサー席を設置しなければならない。

- (5) 2部・3部リーグは、試合終了後、「**試合結果報告書 審判報告書**」(重要事項報告書を含む)を会場で記載し、各リーグの運営委員長 審判部担当者へ **LINE 又はメール**する。審判報告書は運営責任者が用意する。※重要事項報告書はメールで速やかに審判部担当者へ送ること。**(試合結果報告書は破棄せず保管しリーグ終了後の会議で運営委員長に渡すこと。)**

1部リーグでは試合終了後、審判報告書(重要事項報告書を含む)を電子メールにて審判部担当者に提出する。

- (6) **重要事項報告書が必要な事案が発生した場合は当日中に運営委員長に TEL で報告する。**

<提出期限>

電子メールの場合・試合日翌日中までに主審自身のアドレスから送信して下さい。

※重要事項報告書はメールで速やかに審判部担当者へ送ること

- (6)派遣審判員の手当ては以下の通りとする。

主審:5,000円 副審:3,000円

交通費 1会場につき1,000円とする

リーグ指定の領収書に必ずサインの記入をお願いする事。

- (6) 帯同審判員の手当ては以下の通りとする。  
1 チーム 3,000 円とする
- (7) 派遣審判員が会場到着後、試合が天候不良や開催不可時の手当てについて原則、交通費(1,000 円)を支給する。
- (8) 2部・3部リーグの主審及び副審は、各チーム所属の審判員に依頼することとし、試合割り当てについては運営委員会で決定する。
- (9) 2部・3部リーグの審判手当は別に定める通りとし、各チームに支払うものとする。
- (10) 2部の主審は、3級以上の有資格者とし、副審は4級以上の有資格者とする。  
チームは有資格者が審判を担当するために、3級以上が1名以上と、4級以上が2名以上の帯同審判員の登録を義務付ける。  
帯同審判員の登録要件を満たしていないチームは2部に参加できない。
- (11) 3部の主審は、原則3級以上の有資格者とし、副審は4級以上の有資格者とする。  
チームは有資格者が審判を担当するために、3級以上が1名以上と、4級以上が2名以上の帯同審判員の登録を原則義務付ける。
- (12) 2部・3部チームが割り当て審判を怠った場合は、ペナルティーとして勝ち点-3を課す。  
審判員が試合開始時間に15分以上遅刻した場合も審判を怠ったとみなす。  
資格を満たさない審判員が審判を行った場合も同様である。  
2部リーグの主審は3級以上でないと担当することはできない。  
ペナルティーが生じた場合、その試合の当該対戦チームが各リーグ責任者にその事実を早急に報告すること。
- (13) 審判員は必ず審判服、審判ワッペン、常に審判員証を携帯すること。
- (14) 2部・3部の試合を行う当該チームは試合前に主審・副審の審判証を確認し、試合結果報告書にサインする事。
- (15) 審判資格を意図的に不正した場合は規律委員会にて処分を決定する。

#### 第18条[試合球]

- (1) 試合球はモルテン ヴァンタツジオ4900(4901)を指定球とする。
- (2) 試合球は各チームから1球ずつ持ち寄り、採用は主審が決定する。
- (3) 気圧は1.0に合わせて準備する。

#### 第19条[運営責任者の責任]

運営責任者は、選手・審判員・役員及び観客の安全を確保する。  
またリーグ関係者はこれに協力しなければならない。

### 第3節 運営

#### 第20条[リーグ日程]

群馬サッカーリーグ各部のチームよりグラウンドを用意してもらい、運営委員長が決定する。

## 第21条[運営責任]

- (1) 試合の運営にあたっては、運営責任者が一切の責任を負う
- (2) 運営責任者は第1試合キックオフの90分前までに競技場にいることが望ましい。

## 第22条[試合の中止及び中断の決定]

- (1) 試合の中止は、主審が運営責任者と協議の上決定する。  
但し、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、運営責任者が運営委員長と協議の上、決定する。
- (2) 主審が試合の中断を決定した場合、運営責任者は試合を再開することが出来る様最善の努力をしなければならない。  
**再開できず中止した場合 右図参照**

WBGT 雷、自然災害、等で試合が中止した場合。  
※前半途中又はハーフタイム時点での中止の場合、中断した時点からの再試合。後半開始してからの中止の場合試合成立

## 第23条[競技場への到着]

双方のチームは原則として70分前までに競技場に到着しなければならない。

## 第24条[キックオフ時刻の厳守]

- (1) いずれのチームも、予め定められたキックオフ時間を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審及び会場責任者に事前承諾を得なければならない。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時間に競技場に現れない場合は、相手チームは15分間待機する義務を負う。  
会場の都合で、実施できない場合はこの限りではない。
- (4) 前半終了後、運営責任者はすぐに主審に後半開始時刻を確認し両チームへ伝える。ハーフタイムを15分間明確に確保する(後半の質を向上させる)  
会場の都合で、実施できない場合はこの限りではない。

## 第25条[敗戦とみなされる場合]

- (1) 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その過失があるチームは、0-3もしくは中止までの試合経過の点数が多い方で敗戦したものとみなされる。
- (2) やむを得ず棄権する場合は、その理由を文書で、所属する全チームに通知し、運営委員長に報告する。
- (3) 計画的に試合を放棄した場合は、別途(公財)日本サッカー協会の懲罰規程により罰する。
- (4) 出場資格のない選手が誤って出場した場合も原則0-3の敗戦もしくは中止までの試合経過の点数が多い方で敗戦となる。加えて該当選手等に、出場停止処分を課する場合がある。
- (5) 過失のあるチームの得点は無効、一方の得点を有効とし、尚且つ勝ち点3を与える。
- (6) 新規登録選手が未承認のまま出場した場合も含む
- (7) 試合開始時刻に定員7名に満たなかった場合は、没収試合とし、相手チームの(3-0)の勝ちとする。試合中に負傷退場して7名未満になったときも同様とする。
- (8) キックオフ時刻に15分以上遅れた場合は、没収試合として相手チームは0-3の勝ちとする。

## 第26条[メンバー表提出]

- (1) 運営責任者は、キックオフ時刻の30分前までにメンバー表に必要事項を記入し、全選手の選手証、または登録選手一覧表と共に会場責任者に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。  
双方のチーム間で、メンバー表と選手証、または登録選手一覧表の確認を行う。  
選手証、または登録選手一覧表のない選手の出場は認めない。
- (2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、且つ主審及び会場責任者の承諾を得た場合に限り認められる。(この場合は、退いた選手の当日エントリーは認められない)

## 第27条[審判員の確認事項]

審判員はメンバー表の記載事項を確認し、もしこれに不備があれば、チームに差し戻し、修正させなければならない。

## 第28条[選手の交代]

- (1) 選手の交代は、メンバー表に記載されている交代選手の中から最大5名まで認められ、各チームは最大3回の交代回数を使いことができる。(ハーフタイム中の交代は回数には含まない)  
競技の停止中にチームが複数の交代(及び交代の要求)を行った場合、1回の交代回数を使ったとカウントする。
- (2) 脳震盪による交代(再出場なし)の追加について。
  - a 1試合において、各チームは最大1名の[脳震盪による交代]を使う事ができる。
  - b 相手チームが[脳震盪による交代]を使用した場合は自チームは追加で1名を交代することができる(この場合の交代理由は脳震盪であるか否かを問わない)。
  - c [脳震盪による交代]はその前に何人の交代が行われているにもかかわらず使用することができる。  
ただし交代選手を使い切っている場合の再出場は認めない。
- (3) 交代の回数。  
[脳震盪による交代]は通常の交代の回数の制限とは別に取り扱われる。  
チームが[脳震盪による交代]を(通常の交代)と合わせて行った場合、1回の(通常の)交代としてカウントされる。

## 第29条[試合時間のアディショナルタイム表示]

第4の審判員は、前半後半の45分(ランニングタイム)頃に交代ボードにアディショナルタイムを表示し、タッチラインとハーフウェーラインの交点付近で交代ボードを提示することが望ましい。  
但し、アディショナルタイムがない場合は、これを行わない。

## 第30条[公式記録]

1部リーグはリーグ所定の「公式記録用紙」により公式記録を作成し、試合終了後に双方チームで内容確認を行い、主審、運営責任者、両チームの順に署名を必ず受ける。  
1部リーグ運営責任者は、試合終了後、速やかに「公式記録用紙」を運営委員長へ報告(郵送)する事。

試合終了後、群馬県サッカー協会速報サイトへ入力する事。

### 第31条[退場処分及び警告による出場停止処分]

リーグ戦試合数が10試合以上の場合、累積警告による出場停止は、3枚で1試合、6枚で2試合とする。  
リーグ戦試合数が10試合未満の場合、累積警告による出場停止は、2枚で1試合、4枚で2試合とする。  
次年度には警告は持ち越さない。

退場処分(同一試合における警告2回による退場除く)の出場停止処分は、群馬県社会人サッカー連盟規律委員会での決定があるまで出場を停止される。尚、チーム役員・スタッフについても同様である。

### 第32条[罰則]

群馬サッカーリーグは、(公財)日本サッカー協会規則等を遵守し、(公社)群馬県サッカー協会に登録する団体並びに個人(選手・監督・コーチ・役員その他関係者を含む)が、本実施要項以外の違反行為に該当したときは、その懲罰規定を適用する。

### 第33条[熱中症対策の適用]

- (1) WBGT計での計測 試合開始時刻の試合前、ハーフタイム
- (2) 当該チーム及び運営責任者で実施を検討し実施する。その後の計測で変更することは可とする

・31℃以上:試合中止

・28℃以上:クーリングブレイク又は、飲水タイム(前後半2回づつ)を実施する

・25℃以上:飲水タイム(前後半1回づつ)を実施する

※競技場利用時間の関係で実施が難しい場合は、飲水タイムの実施で対応のこと

※WBGT計が25℃に満たない場合でも必要と判断される場合は、飲水タイムを実施

- (3) 注意事項

・試合前後半で実施内容を変えることも可

・1回の飲水タイムは、1分を遵守

・1回のクーリングブレイクは、3分を遵守(場所は、日陰となる涼しい場所を利用)

・飲水タイム、クーリングブレイク実施時は、スポーツドリンクなど水以外の飲料水の利用可否を試合前に確認しておくこと

### 第34条[表彰]

- (1) 全日程が終了した後、その成績・順位に基づきチーム表彰及び賞品の授与を行う。

・1部・2部・3部の優勝、準優勝、3位チーム

・個人表彰として次の表彰を行う。

1部最優秀選手1名 優秀選手3名 ・2部最優秀選手1名・3部最優秀選手各ブロック  
1名

得点王 1部・2部・3部各ブロック

・リーグ主催の表彰式に出席しないチーム及び個人は表彰を辞退したものとする。

### 第35条[入替]

(1) リーグ戦の結果、別紙、《群馬サッカーリーグ入替え表》に則り、昇降格をおこなう。

但し上位カテゴリーリーグのレギュレーションによっては変更もあり。

(2) 同一組織のチームは同じカテゴリーのリーグに所属することはできない。

上位リーグに、同一組織のチームが所属している場合は、昇格順位であっても昇格できない。その時の対応は以下の通りとする。

2部:そのチームが昇格できない場合、2位のチームが昇格できる。

3部:そのチームが昇格できない場合、2位のチームが昇格できる

下位リーグに降格の場合も同様に同じカテゴリーには所属できないため、下位リーグにいたチームがカテゴリーを下げる。

### 第36条[その他]

チーム、選手はスポーツ保険に加入する事。

要項で判断できない場合は、GSL 運営  
委員会で決定する。

(運営委員会のメンバーを定義)